



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示（地域・離島課） ..... 1
- 農地中間管理機構の指定の告示（農政経済課） ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） ..... 4
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） ..... 4
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認（ものづくり振興課） ..... 5
- 沖縄バイオ産業振興センターの利用料金の承認（ものづくり振興課） ..... 6
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 7
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 7

### 公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課） ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所） ..... 9

### 公安委員会事項

- 原付講習の実施等に関する規則 ..... 11

## 告 示

### 沖縄県告示第276号

沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県地域総合整備資金貸付規程（平成2年沖縄県告示第453号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「見込まれること」の次に「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）」を加える。

第5条第1項中「30億円」を「52億5千万円」に、「45億円」を「78億7千万円」に改め、同条第2項中「第2条各号」を「第2条第1項各号」に、「同条各号」を「同項各号」に、「費用に係る借入の総額の20パーセント」を「費用から国庫補助金等の額を控除した額の35パーセント」に改め、同条第3項中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその周辺市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「52億5千万円」とあるのは「67億5千万円」と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

第11条各号列記以外の部分を次のように改める。

借受人は次の各号のいずれかに該当する場合で、知事が請求したときは、期限の利益を失い、受入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

第11条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第17条の規定により貸付金の金銭消費貸借契約を締結した者（以下「借受人」という。）又は保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借受人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借受人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借受人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（過疎地域等における貸付額の特例）

- 2 平成33年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（次号に該当する場合を除く。）、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（次号に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「52億5千万円」とあるのは「67億5千万円」と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」とし、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

（沖縄県の離島における貸付額の特例）

- 3 平成34年3月31日までの間は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島（第5条第4項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「52億5千万円」とあるのは「67億5千万円」と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

#### 附 則

この告示は、平成26年4月25日から施行し、改正後の沖縄県地域総合整備資金貸付規程は、平成26年度分の貸付から適用する。

#### 沖縄県告示第277号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 農地中間管理機構の名称 公益財団法人沖縄県農業振興公社
- 2 農地中間管理機構の住所 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3
- 3 農地中間管理事業を行う事業所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3
- 4 農地中間管理事業の開始の日 平成26年4月1日

#### 沖縄県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり羽地大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大山政照	名護市字稲嶺111番地1

理事	小濱守男	名護市字真喜屋643番地 1
理事	前田憲一	名護市字仲尾次272番地
理事	平光男	名護市字川上449番地
理事	川上達也	名護市字親川446番地 1
理事	宮城靖	名護市字親川355番地
理事	玉城清市	名護市字仲尾54番地 3
理事	屋比久稔	名護市字振慶名 106番地
理事	金城秀治	名護市字田井等779番地 1
理事	比嘉猛	名護市字伊差川494番地 1
理事	上間光成	名護市字我部祖河160番地
理事	山里直	名護市字呉我517番地 1
理事	具志堅義治	名護市字運天原523番地
理事	宮城義房	名護市字済井出286番地
理事	名城政幸	名護市字中山586番地
理事	與儀常次	今帰仁村字湧川1938番地 3
理事	真栄田勲	今帰仁村字天底52番地 2
理事	宮城博政	今帰仁村字古宇利92番地
理事	稲嶺進	名護市大北三丁目 5番22号
理事	與那嶺幸人	今帰仁村字崎山255番地
監事	座喜味務	名護市字振慶名 158番地
監事	宮城研二	名護市字古我知67番地 2
監事	金城隆	名護市字屋我33番地
監事	謝花善洋	今帰仁村字渡喜仁55番地

任期 平成25年12月 6日から平成29年12月 5日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大山政照	名護市字稲嶺111番地 1
理事	小濱守男	名護市字真喜屋638番地 2
理事	古波津忠弘	名護市字仲尾次118番地 2
理事	平光男	名護市字川上449番地
理事	川上達也	名護市字親川446番地 1
理事	松田修	名護市字親川48番地
理事	玉城實	名護市字仲尾77番地

理事	屋比久稔	名護市字振慶名106番地
理事	金城秀治	名護市字田井等779番地 1
理事	比嘉猛	名護市字伊差川494番地 1
理事	大城経春	名護市字我部祖河1192番地 2
理事	中村篤	名護市字呉我606番地 1
理事	具志堅義治	名護市字運天原523番地
理事	宮城義房	名護市字済井出286番地
理事	名城政幸	名護市字中山586番地
理事	與儀常次	今帰仁村字湧川1938番地 3
理事	石川清友	今帰仁村字渡喜仁11番地 1
理事	玉城秀信	今帰仁村字古宇利140番地
理事	稲嶺進	名護市大北三丁目 5 番22号
理事	與那嶺幸人	今帰仁村字崎山255番地
監事	屋比久幸市	名護市字振慶名33番地
監事	小橋川榮一	名護市字古我知161番地 1
監事	花城清輝	名護市字饒平名430番地 1
監事	座間味栄立	今帰仁村字上運天1269番地

#### 沖縄県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 真稲土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成26年 4月16日

#### 沖縄県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり久志土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
島袋富次郎	名護市字久志80番地
宮城勝幸	名護市字久志30番地
島袋哲博	名護市字久志21番地
島袋民雄	名護市字久志151番地

田幸英公	名護市字久志1439番地10
比嘉清隆	名護市字久志810番地5

### 沖縄県告示第281号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

平成26年4月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内 バイオセンター運営共同事業体 代表者 株式会社沖縄TLO、うるま市字州崎7番地7 一般社団法人トロピカルテクノプラス
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
第1会議室	1室1時間につき	600円
第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	670円
小会議室	1室1時間につき	110円
研修室	1室1時間につき	1,050円
研究室	1平方メートル1月につき	2,160円
実証室	1平方メートル1月につき	820円

#### (2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,260円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	400円
	第2会議室冷房設備	同	290円
	第3会議室冷房設備	同	450円
	小会議室冷房設備	同	80円
	研修室冷房設備	同	700円

#### (3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	2,960円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	1,020円
	可視・紫外分光光度計	同	880円
	蛍光分光光度計	同	610円
	高速液体クロマトグラフ	同	930円
	キャピラリー型高速液体クロマトグラフ	同	1,130円
	タンデム型質量分析装置	同	3,040円
	GC-質量分析装置	同	1,850円
	FT-赤外分光光度計	同	1,220円

	遠心分離器	同	870円
	純水・超純水製造装置	同	660円
	製氷器	同	160円
	ウサギ用自動飼育ユニット	同	580円
	ラット用自動飼育ユニット	同	630円
	マウス用自動飼育ユニット	同	600円
	DNAシーケンサー	同	2,970円
	蛍光イメージスキャナー	同	2,800円
	バイオアナライザー	同	700円
	プロテインシーケンサー	同	2,530円
	TOF-質量分析装置	同	2,750円
	核磁気共鳴装置	同	7,950円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,210円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,730円
	円二色性分散計	同	2,840円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,860円
	タンパク質解析用高速液体クロマトグラフ	同	1,880円
	旋光計	同	660円
	試験研究用凍結乾燥機	同	480円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
実証室	抽出装置（高速かくはんタンク）	同	610円
	連続遠心分離器	同	2,750円
	限外ろ過装置	同	1,950円
	電気透析装置	同	2,330円
	ストレージタンク	同	440円
	逆浸透膜濃縮装置	同	2,740円
	連続殺菌装置	同	2,060円
	充填包装機	同	2,220円
	イオンクロマトグラフ	同	840円
	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	820円
	滅菌装置	同	1,560円
	大型純水製造装置	同	1,050円
	打錠試験機	同	1,710円
	ニーダー	同	580円
	顆粒機	同	770円
	培養タンク	同	1,500円
	ディスク型遠心分離器	同	1,630円
	実証用凍結乾燥機	同	3,890円
	ドラム式製麴装置	同	2,310円
	ジャーファーマンター	同	2,280円
	小型凍結乾燥機	同	1,490円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円

## 備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

## 沖縄県告示第282号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄バイオ産業振興センターの利用料金を承認した。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄バイオ産業振興センター
- 2 指定管理者 うるま市字州崎7番地7 バイオ産業振興センター運営共同体 代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス、那覇市久米2丁目16番25号 株式会社久米電装
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
事業支援室	1平方メートル1月につき	2,360円
研究室	1平方メートル1月につき	2,360円
実証棟	1平方メートル1月につき	820円
駐車場	1台1月につき	3,080円

## 備考

- 1 利用の期間が1月未満である場合又は利用の期間に1月未満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

## 沖縄県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 久米島町、粟国村、渡名喜村、渡嘉敷村及び多良間村  
(2) 基本測量を実施する期間 平成26年 4月21日から平成27年 3月31日まで  
(3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 与那国町  
(2) 基本測量を実施する期間 平成26年 4月21日から平成27年 3月31日まで  
(3) 作業種類 基本測量（電子基準点付属標取付観測）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 名護市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、東村、本部町、宜野座村、金武町及び恩納村  
(2) 基本測量を実施する期間 平成26年 4月21日から平成27年 3月31日まで  
(3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 石垣市及び国頭村  
(2) 基本測量を実施する期間 平成26年 4月21日から平成27年 3月31日まで  
(3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

## 沖縄県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市の一部及び石垣市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年 1月27日から同年 3月31日まで

## 3 作業種類 公共測量（修正測量）

---

**公 告**

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 名護都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・4号伊差川線

## 2 施行者の名称 沖縄県

## 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 沖縄県名護市字伊差川喜知留原、伊差川原及び大又地内
- (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月17日 沖縄県指令土第1241号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋175番2ほか2筆

## 3 公共施設 なし

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字上原318番地の1 エンジェルフォール402号 呉屋陽子

## 5 検査済証番号 平成26年 4月 9日 第4103号

## 6 工事完了年月日 平成26年 3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 6月15日 沖縄県指令土第801号、平成25年10月29日 沖縄県指令土第1193号（変更）、平成26年 3月28日 沖縄県指令土第622号（変更）

## 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字済井出大堂1311番ほか25筆（1工区）

## 3 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 種類 防火水槽
- (2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

## 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 京都府宇治市槇島町十六43番地の10 株式会社智光 取締役社長 荻原俊彦

## 5 検査済証番号 平成26年 4月14日 第4104号

## 6 工事完了年月日 平成26年 4月 2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。



平成26年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月5日 沖縄県指令土第655号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄968番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平430番地20B-65 桃原盛宏
- 5 検査済証番号 平成26年4月14日 第4105号
- 6 工事完了年月日 平成26年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月25日 沖縄県指令中土第1188号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長257番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇280番地4シャトレK302号 仲本一隆
- 5 検査済証番号 平成26年2月12日 C第148号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月16日 沖縄県指令中土第2001号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集42番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原744番地コーポ成205号 仲地由邦
- 5 検査済証番号 平成26年2月24日 C第149号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月22日 沖縄県指令中土第184号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津586番2ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字小波津648番地3 ホサナ福祉社会さわふじ保育園 理事長 玉那覇清
- 5 検査済証番号 平成26年2月25日 C第150号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月9日 沖縄県指令中土第3552号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字古謝971番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市泡瀬二丁目57番7号 高江洲聡
- 5 検査済証番号 平成26年2月28日 C第151号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月24日 沖縄県指令中土第207号、平成26年3月3日 沖縄県指令中土第666号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原943番1及び944番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市真志喜一丁目21番14号 翁長興憲
- 5 検査済証番号 平成26年3月5日 C第152号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月24日 沖縄県指令中土第206号、平成24年12月3日 沖縄県指令中土第2416号（変更）、平成26年3月3日 沖縄県指令中土第667号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原944番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古島2丁目2番地18サンサイド朝303 島袋朝弘
- 5 検査済証番号 平成26年3月5日 C第153号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月1日 沖縄県指令中土第2189号、平成25年9月27日 沖縄県指令中土第2761号（変更）、平成25年12月2日 沖縄県指令中土第3474号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字古謝210番1ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市海邦一丁目15番8号 なせばなる株式会社 代表取締役 呉我和子
- 5 検査済証番号 平成26年3月13日 C第154号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月6日

## 公安委員会事項

**沖縄県公安委員会規則第8号**

原付講習の実施等に関する規則を次のように定める。

平成26年 4月25日

沖縄県公安委員会

**原付講習の実施等に関する規則**

原付講習の実施等に関する規則（平成4年沖縄県公安委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）の規定に基づき法第108条の2第1項第6号の規定による原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講習の委託）

**第2条** 法第108条の2第3項の規定に基づき、原付講習を委託する場合は、府令第38条の3に定める基準に適合する者を選定するものとする。この場合において、適正な委託契約による講習の委託を行い、十分な講習の水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

（実施時期及び実施回数）

**第3条** 原付講習は、免許証の交付の前に実施するものとする。

2 原付講習は、講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）の利便性を考慮し、原付免許試験の前後のいずれの機会においても受講することができるよう体制の整備に努めるものとする。この場合において、事前講習の実施に当たっては、講習の受講が原付免許試験の受験資格であるとの誤解を与えることのないよう十分留意するものとする。

3 原付講習は、受講者が集中する繁忙期において十分対応することができるよう実情に応じた運用を行うものとする。

（講習の指定）

**第4条** 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、県細則第28条第5号の規定による原付講習受講申請書を受理した場合は、受講者の利便性、地域の実情等を考慮して原付講習受講指定書（別記様式）により講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、受講者本人であることを確認するとともに、申請書は、受講記録として保管するものとする。

（講習場所の確保）

**第5条** 原付講習は、運転免許センターのほか、受講者の利便性を考慮し、地域の実情に応じた講習場所を確保するものとする。

（講習の内容）

**第6条** 原付講習は、原付講習の講習科目、時間割等に関する細目基準（別表第1）及び原付講習指導要領（別表第2）に基づき、県内の実態に即して実質的效果が上がるような内容とするものとする。

2 原付講習は、必要に応じて受講者の技量程度によるグループ分けに配慮するとともに、受講者の技能の修得状況に応じて指導するものとする。

（課題及びコース設定基準）

**第7条** 原付講習の課題及びコースの設定は、原付講習の課題・コース設定基準（別表第3）に従って実施するものとする。

（講習指導員の確保）

**第8条** 講習指導員は、講習実施者として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な人数を確保するものとする。

（講習の実施方法）

**第9条** 講習指導員は、1グループ10名の受講者に対し、3名を基準とする。この場合において、3名のうち中心となる主任の指導員を指定し、この者の指導により効果的な講習を行うものとする。

2 聴覚障害者及び聴力に不安があるため原付講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合は、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

（講習用車両）

**第10条** 原付講習における原動機付自転車は、スクータータイプのものを使用するものとする。ただし、必要に応じて変速ギヤ付きの原動機付自転車を併用することができるものとする。

(講習用器材等)

**第11条** 原付講習において使用する器材は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型あなたが考える安全運転適性又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用するものとする。
  - (2) 視聴覚教育には、原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を使用するものとする。
- 2 教本は、次の各号に掲げる内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものを使用するものとする。
- (1) 原動機付自転車の操作、走行等運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識
  - (2) 原動機付自転車の運転の特性及び事故の特徴に関する知識
  - (3) 場所（交差点、カーブ等）並びに天候及び路面状況に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識
  - (4) 危険予測、回避方法等原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識
- 3 前項各号に掲げるもののほか、地域における道路交通の現状、交通事故の実態その他県内の実情に応じた内容を記載した資料を使用するものとする。

(講習効果の確認)

**第12条** 原付講習の終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨するものとする。この場合において、再受講の際には、前回での未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しない。

(事故防止)

**第13条** 原付講習中の各種事故を防止するため、講習指導員は特段の配慮をするとともに、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させるものとする。

2 原付講習中の事故に関し、傷害保険等に加入すること。

(天候不順時の対応)

**第14条** 原付講習は、原則として、天候不順時であっても実施するものとする。この場合において、悪天候により予定していた講習が困難なときは、後日、講習日を指定して受講させるものとする。

(終了証明書)

**第15条** 公安委員会は、原付講習を終了した者に対して、原付講習終了証明書（県細則様式第32号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。ただし、原付講習を実施した日に、その場において免許証を交付するなど、明らかに終了証明書を交付する必要がない場合においては、これを交付しないものとする。

2 運転免許証の交付に際しては、前項の終了証明書の提示を求め、講習受講の有無を確認してからこれを行うものとする。ただし、前項ただし書の場合においては、この限りでない。

3 他の都道府県公安委員会が発行した終了証明書については、公安委員会が発行した終了証明書とみなして取り扱うものとする。

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、原付講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月25日から施行する。

**別表第1**（第6条関係）

原付講習の講習科目、時間割等に関する細目基準

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知		10分
	2 クラス、グループ編成		
		小 計	10分
開講	1 開講の挨拶	・手足の柔軟体操	10分
	2 講師紹介		
	3 講習実施上の諸注意		
	4 準備体操		

	5 ヘルメットの着用方法	・ヘルメットの着用方法、正しいあごひもの締め方		
			小 計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢  3 アクセルとブレーキ  4 スタンドの立て方と下ろし方	・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力を入らない姿勢 ・ゆっくりしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドの立て方、下ろし方		3分 2分 5分 2分
			小 計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲		10分 2分 12分 5分 5分 5分 5分
			小 計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行  4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避		3分 2分 8分 7分 4分 15分 10分 10分
			小 計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、ビデオ、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション		15分 20分
			小 計	35分
閉講	1 閉講のことば  2 原付講習終了証明書の交付	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け		5分 5分
			小 計	10分
			合計所要時間	180分

別表第2 (第6条関係)

原付講習指導要領

1 開講

講習細目	指導要領	備考
1 開講の挨拶 講習実施上の諸注意	講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって	

<p>2 準備体操</p> <p>3 ヘルメットの着用方法</p>	<p>事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。</p> <p>手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。</p> <p>着用の仕方について指導する。 ① 内部のあごひもの損傷有無を確認する。 ② あごひもを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ SマークかJ I Sマークの付いたものを使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。</li> <li>・反射テープの付いたものを選ぶか、貼り付けさせる。</li> <li>・転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶらせない。</li> </ul>
-----------------------------------	---	--

2 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指導要領	備考
1 装置の名称と取扱い	<p>エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まごつかずにできるようにさせる。</li> </ul>
2 運転姿勢	<p>スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は素早く情報を取れるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜き、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にしてしっかり握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、爪先は前方に向ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。</li> <li>・腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定なることを指導する。</li> <li>・内腿で軽くシートを挟ませる。</li> </ul>
3 アクセルとブレーキ	<p>(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員のかけ声に合わせて行う。</li> <li>・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる</li> <li>・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。</li> </ul>
4 スタンドの立て方、おろし方	<p>路面の硬い平坦な場所で、車体を真っすぐにして、センタースタンドを立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 ② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。</li> </ul>

3 基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指導要領	備考
1 発進と停止	<p>直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ① 両足を路面につけて乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急な発進停止をさせない。</li> <li>・転回の際は、車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。</li> </ul>

	<p>④ ブレーキをかけて止まる。</p> <p>(第2ステップ)</p> <p>① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。</p> <p>② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。</p> <p>③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。</p> <p>④ 止まったら左足で車を支える。</p> <p>⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員のかけ声に合わせてスタートさせる。</li> </ul>
<p>2 スピードの調節</p>	<p>(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。</p> <p>(2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを併用して減速することを繰り返す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減速時はエンジンプレーキを併用させる。</li> </ul>
<p>3 8の字走行</p>	<p>(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。</p> <p>① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。</p> <p>② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。</p> <p>③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさから始め、徐々に半径を小さくする。</p> <p>(2) 視線は、曲がる方向へ向けさせる。</p> <p>(3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセルを一定に保たせる。</li> <li>・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。</li> <li>・傾斜に対する不安をここで十分に取除く。</li> </ul>
<p>4 カーブ走行</p>	<p>(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。</p> <p>(2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返す。</p> <p>(3) 指定区間で加速や減速が行えるように指導する。</p> <p>(4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンプレーキと前・後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は、車から降りて押して歩かせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲がる方向に顔、目線を向けさせる。</li> <li>・カーブでは、一定の速度で走らせる。</li> <li>・急なアクセルの開閉はさせない。</li> </ul>
<p>5 徐行</p>	<p>交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。</p> <p>② 徐行して進行する。</p> <p>③ 左右及び前方の安全確認をする。</p> <p>④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。</li> <li>・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。</li> </ul>
<p>6 狭路での安定走行</p>	<p>進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で十分に減速する(5km/hくらい)。</p> <p>② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する(3～5km/h)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。</li> <li>・視線はやや前方に向けさせる。</li> </ul>

<p>7 視点・視野範囲</p>	<p>(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲（前方、後方、側方）の交通状況を把握することを指導する。                  (2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを確認させる。                  (3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。                  (4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。</li> <li>・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。</li> </ul>
------------------	--	--

4 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
<p>1 合図と安全確認</p>	<p>(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。                  ① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。                  ② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。                  ③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為しようとするときの3秒前を出す。                  (2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。                  (3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順をかけ声で指示して行わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。</li> </ul>
<p>2 進路変更</p>	<p>進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する。                  ① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。                  ② 進路変更をしようとする側の合図を出す。                  ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。                  ④ 進路変更を完了したら合図をやめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間</li> </ul>
<p>3 交差点での安全走行</p>	<p>(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。                  (2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。                  ① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。                  ② 右側の合図を出す。                  ③ 3秒経過後右後方及び側方の安全を確認する。                  ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。                  ⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する。                  ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。                  ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。                  (3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。                  ① あらかじめできる限り道路の左側に寄り、方向指示器を右に出し、真っすぐ交差点に近づく。                  ② 交差点に近づくに従って、スピードを落とす。                  ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。                  ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。</li> <li>・交差点の手前では、十分に減速させる。</li> <li>・危険を感じたら、まず止まることを強調する。</li> <li>・合図の戻し忘れに注意させる。</li> <li>・第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。</li> <li>・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。</li> </ul>



<p>4 交差点での優先順位</p>	<p>に向きを変え、方向指示器を戻す。                  ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。                  (4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。                  ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。                  ② 左側の合図を出す。                  ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し、左側端に寄る。                  ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。                  ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。                  ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。                  交差点における車両相互間の優先順位について指導する。                  ① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。                  ② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。                  ③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。                  ④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。                  ⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。</li> <li>・小回りによるふらつきに十分注意させる。</li> <li>・交差点に入る前に、左右の安全を確認させる。</li> <li>・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する。</li> <li>・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。</li> <li>・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。</li> </ul>
<p>5 危険予知・危険回避</p>	<p>(1) 路上障害物（駐車車両、道路工事等）の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。                  ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。                  ② 緩やかに進路を右側に変える。                  ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。                  ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。                  ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。                  ⑥ 合図を戻す。                  (2) 駐車している四輪車の側方を通行する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する（渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。</li> <li>・危険に対する予知能力を高める。</li> <li>・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。</li> </ul>

5 安全運転の知識

講習細目	指導要領	備考
1 運転適性検査	全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

6 閉講

講習細目	指導要領	備考
1 閉講の言葉	自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	

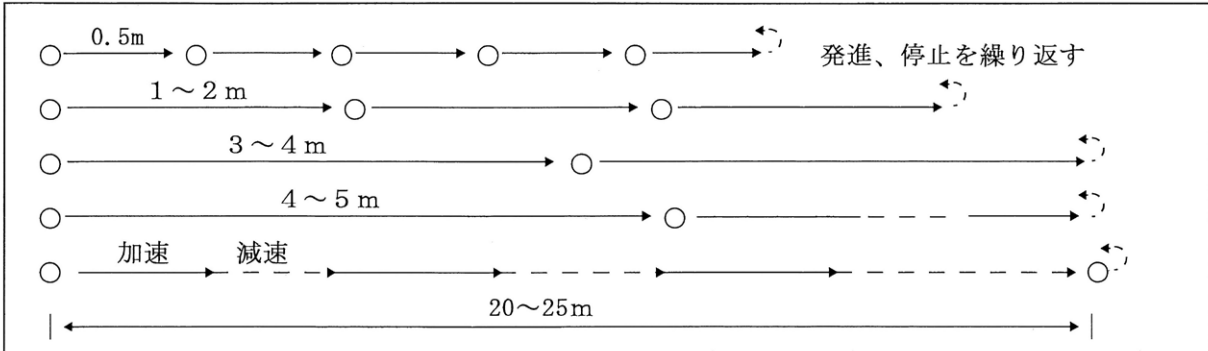
2 原付講習終了  
証明書の交付

別表第3 (第7条関係)

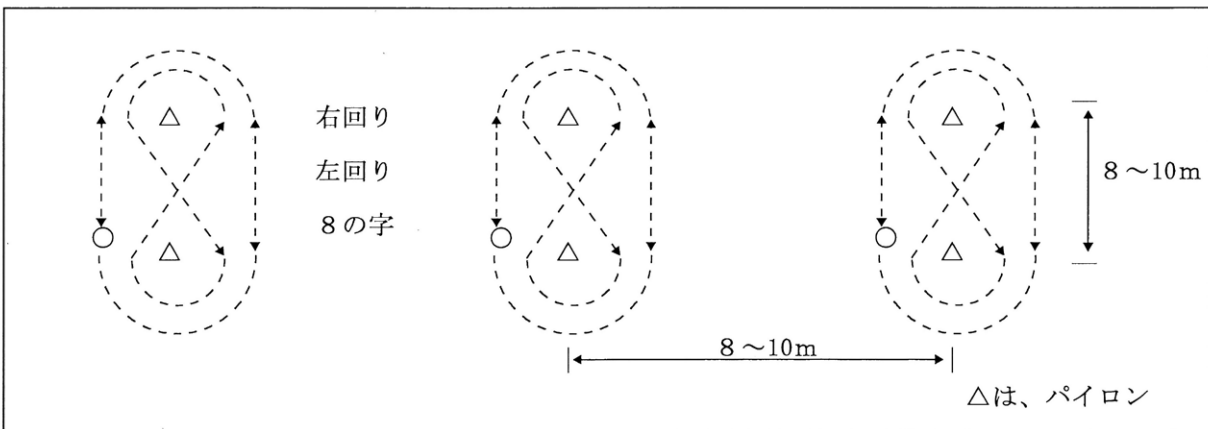
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

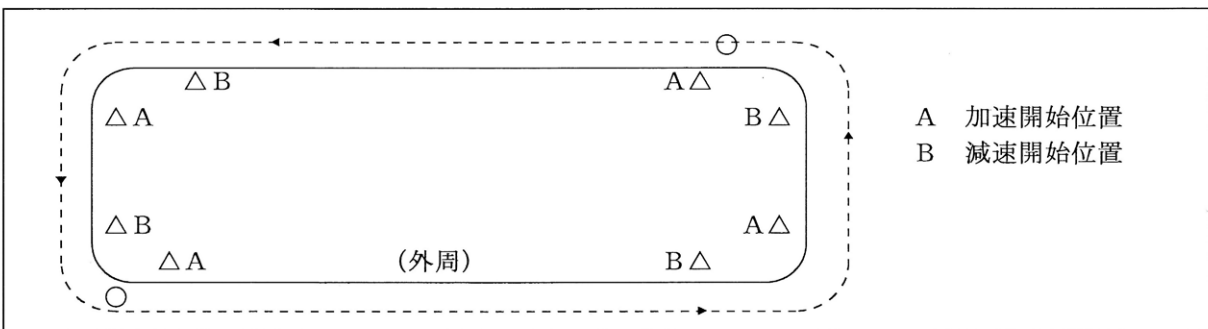
【発進、停止及びスピードの調節】



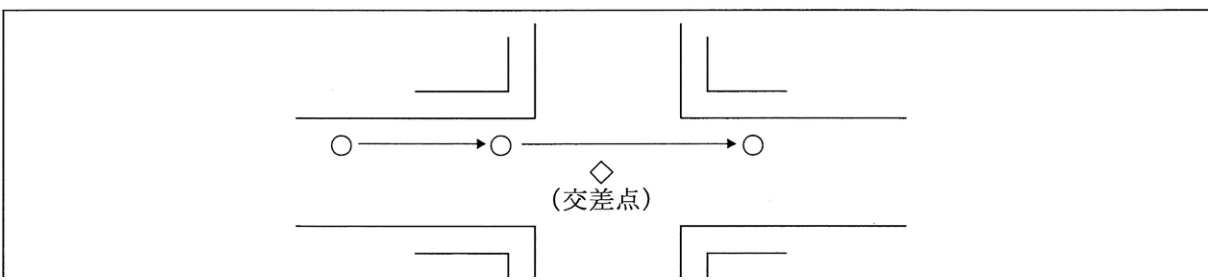
【8の字走行】



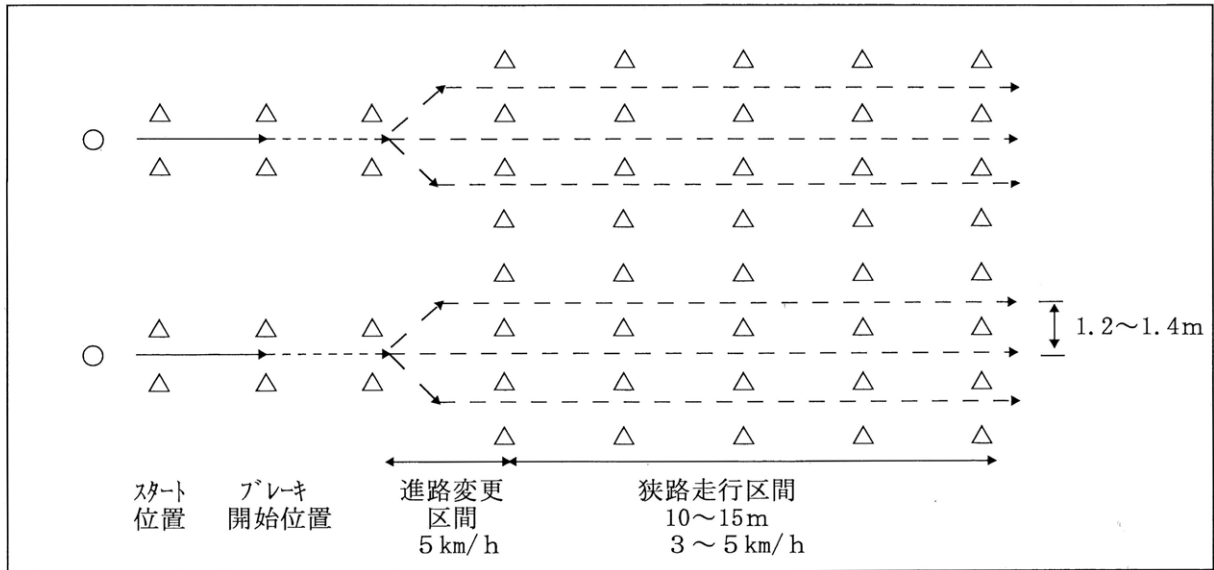
【カーブ走行】



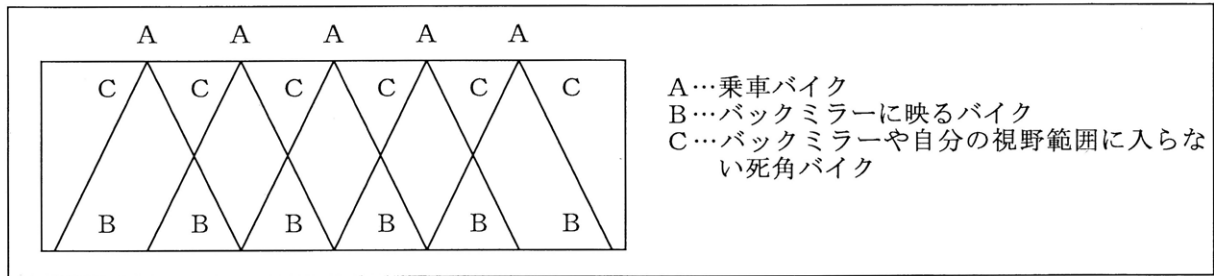
【徐行】



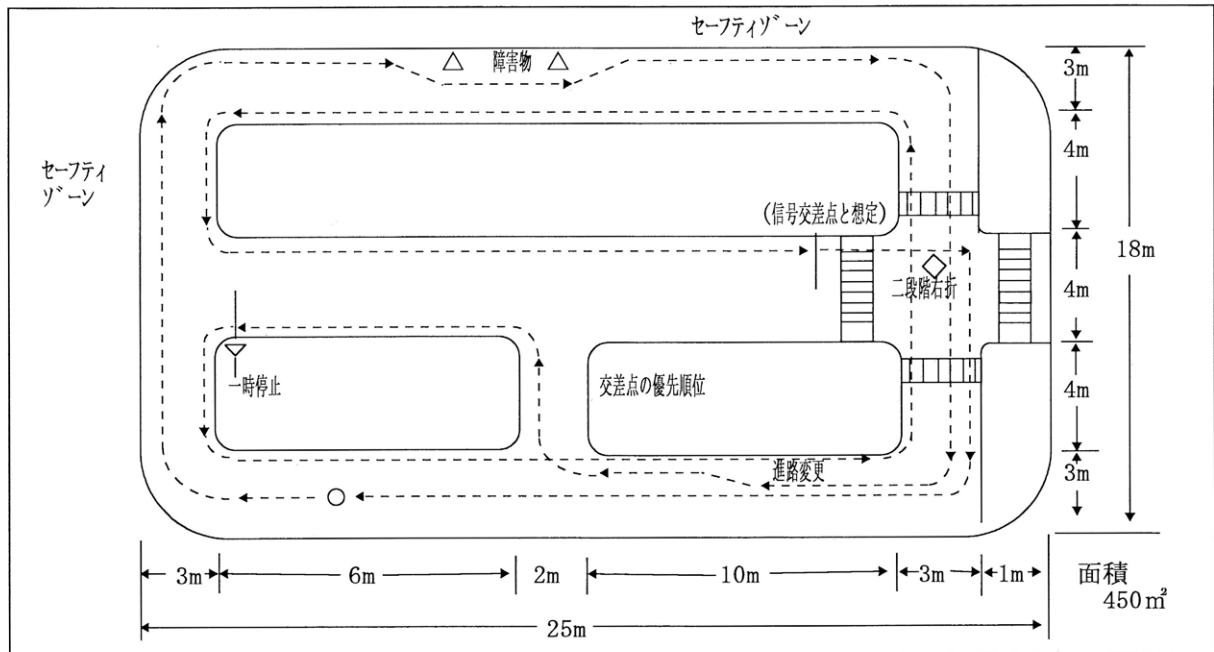
【狭路での安定走行】



【視点・視野範囲】



【応用走行の課題とコースレイアウト】



別記様式 (第4条関係)

No. \_\_\_\_\_

原付講習受講指定書

年 月 日

殿

沖縄県公安委員会

講習の日時	年 月 日	受付時間	時 分から 時 分まで
		講習時間	時 分から 時 分まで
講習の場所			

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--